

千葉県 の 給 与 ・ 定 員 管 理 等 に つ い て

(令 和 6 年 度)

1 総 括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

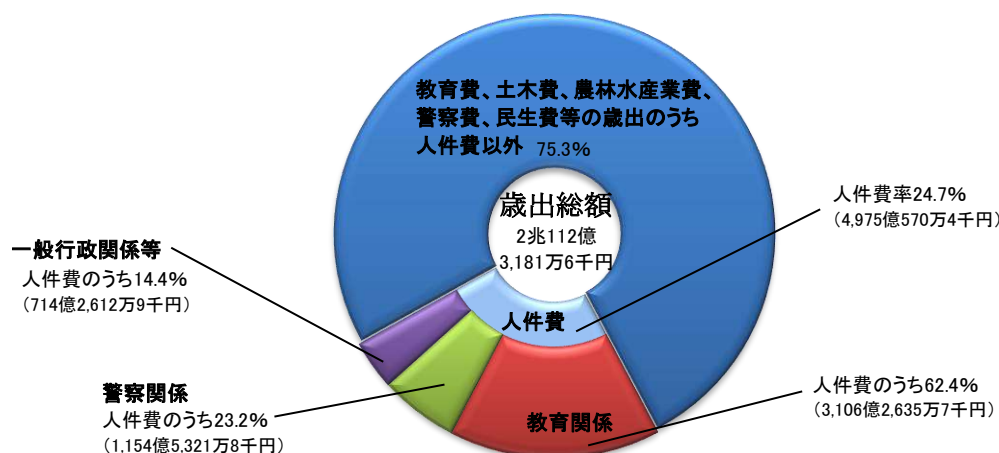
令和5年度普通会計(決算額)に占める人件費の状況は、次のとおりです。

人件費の内訳は、教育関係職員(千葉市以外の市町村立小・中学校の教員を含む)が62.4%、警察関係職員が23.2%、一般行政関係等職員が14.4%となっています。

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
5年度	6,310,158	2,011,231,816	14,854,867	497,505,704	24.7	23.4

(注) 1 人件費とは、職員に支給された給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金、特別職に支給された給与などの総額をいいます。

2 「実質収支」とは、その団体の純剰余または純損失の額を示すものです。令和5年度普通会計(決算)における実質収支は148億5,486万7千円となりますが、一般会計における国庫返還分(新型コロナウイルス感染症に係る交付金等の返還分)38億4,817万円を除く実質収支は110億669万7千円の黒字です。



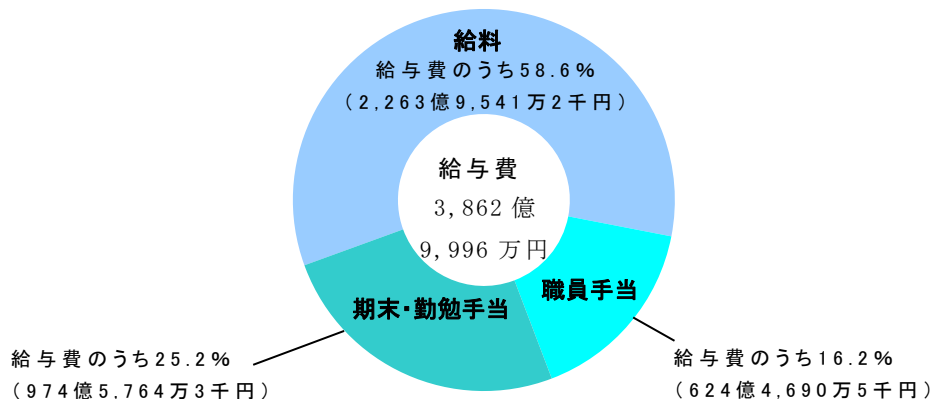
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	54,870	226,395,412	62,446,905	97,457,643	386,299,960	7,040	6,872

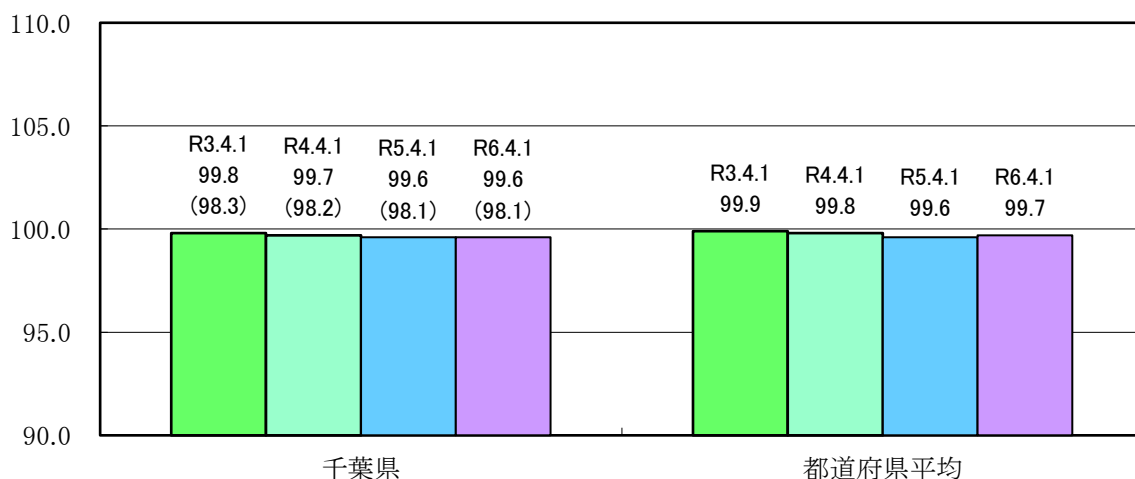
(注) 1 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当(退職手当を除く)をいいます。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の一般行政職員、警察官、教員などの総数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。



(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出しています。)
- 3 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60 歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
6年度	376,461円	364,438円	12,023円 (3.30%)	3.30%	3.30%	2.76%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
6年度	4.61月	4.50月	0.11月	0.1月	4.60月	4.60月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされており、本県も国と同様に見直しを実施しました。

① 給料表の見直し

実施内容

(給料表水準) 国の見直し内容を踏まえ、行政職給料表で平均2.2%、最大4%の引下げ
(実施時期) 平成27年4月1日
なお、国と同様に激変緩和のため3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施しました。

② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 県内一律7%を9%に引上げ 参考:国基準による支給割合 10.8%
(実施時期) 平成27年4月1日
なお、支給割合の引上げは段階的に実施し、平成27年4月1日に8.3%、平成28年4月1日から9%としました。

③ その他の見直し内容

実施内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千葉県	40.1歳	306,266円	411,429円	359,430円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
都道府県平均	42.4歳	321,156円	410,148円	362,985円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均 年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	A/B
千葉県	51.7 歳	287 人	296,294 円	355,777 円	332,509 円	—	—	—	—
用務員	57.3 歳	53 人	288,411 円	335,352 円	321,790 円	他に分類されない運搬・ 清掃・包装等従事者	49.1 歳	244,800 円	1.37
農業等技術員	49.7 歳	128 人	290,970 円	355,564 円	327,422 円	—	—	—	—
運転手	56.4 歳	19 人	284,358 円	353,792 円	318,064 円	乗用自動車運転者	57.4 歳	243,400 円	1.45
調理員	55.1 歳	12 人	331,758 円	389,325 円	370,223 円	飲食物調理従事者	45.2 歳	264,700 円	1.47
介助員	59.6 歳	18 人	294,856 円	343,358 円	322,983 円	介護職員	44.1 歳	257,500 円	1.33
電話交換手	56.3 歳	8 人	315,163 円	363,108 円	344,157 円	—	—	—	—
守衛	49.4 歳	8 人	301,325 円	381,443 円	346,934 円	警備員	45.0 歳	262,000 円	1.46
その他	43.4 歳	41 人	314,221 円	372,961 円	356,998 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
都道府県平均	53.9 歳	149 人	308,506 円	363,394 円	339,367 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
千葉県	—	—	—
用務員	5,242,991 円	3,297,300 円	1.59
農業等技術員	—	—	—
運転手	5,472,265 円	3,079,500 円	1.78
調理員	6,409,904 円	3,501,400 円	1.83
介助員	5,410,532 円	3,627,800 円	1.49
電話交換手	—	—	—
守衛	5,883,894 円	3,465,200 円	1.70
その他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)。

※民間データの「他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者」と「介護職員」については、都道府県別データが公表されていないため全国平均を使用しています。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
千葉県	42.5歳	347,650円	419,555円
都道府県平均	44.8歳	370,607円	432,659円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
千葉県	39.8歳	347,757円	414,808円
都道府県平均	41.8歳	356,431円	412,158円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千葉県	38.7歳	333,453円	494,897円	384,215円
国	41.8歳	328,209円	—	388,322円
都道府県平均	39.3歳	334,004円	475,875円	383,957円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（６年４月１日現在）

学校卒業後すぐに採用された場合の初任給は、次のとおりです。

区 分		千 葉 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	202,400円	総合職(大卒) 200,700円 一般職(大卒) 196,200円
	高 校 卒	170,900円	一般職(高卒) 166,600円
技 能 労 務 職	高 校 卒	169,000円	—
	中 校 卒	155,300円	—
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	226,600円	—
小・中 学 校 教 育 職	大 学 卒	226,600円	—
警 察 職	大 学 卒	237,200円	総合職(大卒) 230,400円 一般職(大卒) 227,600円
	高 校 卒	208,900円	一般職(高卒) 191,800円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（６年４月１日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大 学 卒	266,645円	357,492円	382,917円	405,791円
	高 校 卒	235,599円	297,035円	344,689円	379,107円
技 能 労 務 職	高 校 卒	—	—	288,938円	329,125円
	中 学 卒	—	—	—	—
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	328,609円	393,167円	410,164円	418,497円
	高 校 卒	266,656円	—	—	—
小・中 学 校 教 育 職	大 学 卒	330,621円	399,240円	418,664円	427,172円
	高 校 卒	—	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	297,156円	384,589円	408,063円	419,328円
	高 校 卒	273,089円	358,286円	390,477円	410,715円

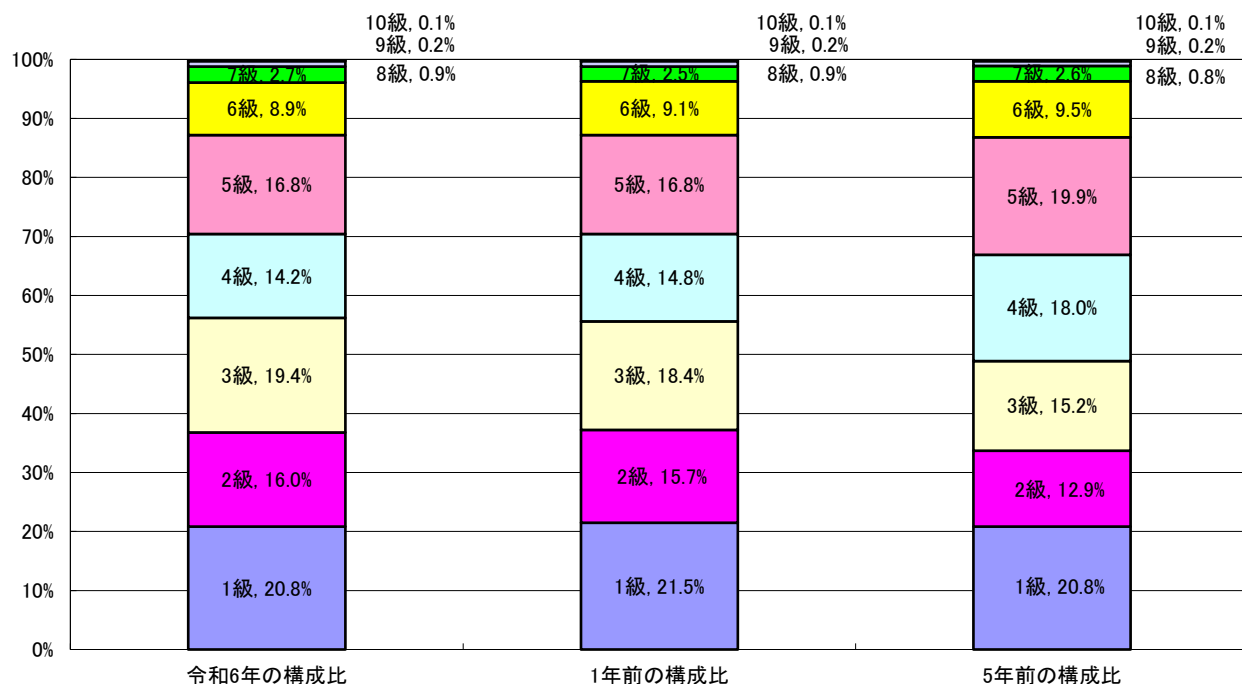
(注) 経験年数とは、学校卒業後すぐに県に採用され、引き続き勤務している場合には採用後の年数をいい、採用前に職歴などのある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

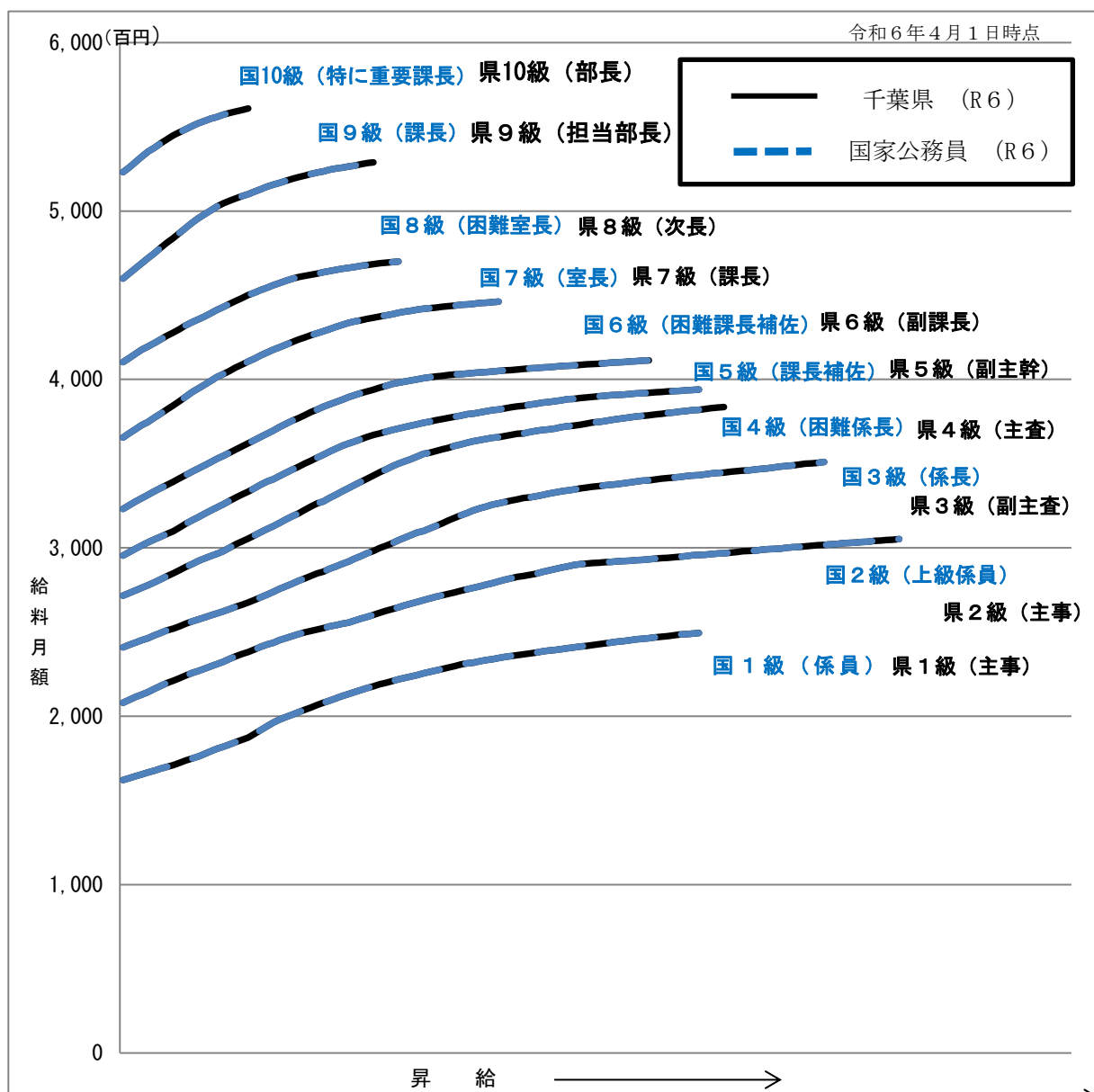
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（６年４月１日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	1,976人	20.8%	162,100円	249,400円
2級	主事、技師	1,519人	16.0%	208,000円	305,200円
3級	副主査	1,845人	19.4%	240,900円	351,000円
4級	係長、主査	1,344人	14.2%	271,600円	383,600円
5級	班長、副主幹	1,593人	16.8%	295,400円	394,000円
6級	副課長、主幹	849人	8.9%	323,100円	411,300円
7級	課長	255人	2.7%	365,500円	446,200円
8級	次長	85人	0.9%	410,300円	470,000円
9級	担当部長	20人	0.2%	459,900円	528,900円
10級	部長	8人	0.1%	523,100円	560,900円

(注) 1 千葉県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
3 職員数には教育部門等での一般行政職を含んでいます。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（千葉県）

令和 6 年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

※管理職員の欄は副課長・主幹級以上の職員です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

千葉県	国																				
1人当たり平均支給額(5年度) 1,691千円	—																				
(5年度支給割合) <table> <tr> <th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr> <tr> <td>2.45月分 (1.375)月分</td><td>2.05月分 (0.975)月分</td></tr> <tr> <td>(内訳)</td><td>(内訳)</td></tr> <tr> <td>6月期 1.20月分 (0.675)月分</td><td>1.00月分 (0.475)月分</td></tr> <tr> <td>12月期 1.25月分 (0.70)月分</td><td>1.05月分 (0.50)月分</td></tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.45月分 (1.375)月分	2.05月分 (0.975)月分	(内訳)	(内訳)	6月期 1.20月分 (0.675)月分	1.00月分 (0.475)月分	12月期 1.25月分 (0.70)月分	1.05月分 (0.50)月分	(5年度支給割合) <table> <tr> <th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr> <tr> <td>2.45月分 (1.375)月分</td><td>2.05月分 (0.975)月分</td></tr> <tr> <td>(内訳)</td><td>(内訳)</td></tr> <tr> <td>6月期 1.20月分 (0.675)月分</td><td>1.00月分 (0.475)月分</td></tr> <tr> <td>12月期 1.25月分 (0.70)月分</td><td>1.05月分 (0.50)月分</td></tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.45月分 (1.375)月分	2.05月分 (0.975)月分	(内訳)	(内訳)	6月期 1.20月分 (0.675)月分	1.00月分 (0.475)月分	12月期 1.25月分 (0.70)月分	1.05月分 (0.50)月分
期末手当	勤勉手当																				
2.45月分 (1.375)月分	2.05月分 (0.975)月分																				
(内訳)	(内訳)																				
6月期 1.20月分 (0.675)月分	1.00月分 (0.475)月分																				
12月期 1.25月分 (0.70)月分	1.05月分 (0.50)月分																				
期末手当	勤勉手当																				
2.45月分 (1.375)月分	2.05月分 (0.975)月分																				
(内訳)	(内訳)																				
6月期 1.20月分 (0.675)月分	1.00月分 (0.475)月分																				
12月期 1.25月分 (0.70)月分	1.05月分 (0.50)月分																				
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%																				

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(千葉県)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

※管理職員の欄は副課長・主幹級以上の職員です。

(2) 退職手当（６年４月１日現在）

千葉県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～30%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)		
一人当たり平均支給額					
自己都合	116万4千円				
勸奨	2,202万8千円				
定年	2,256万4千円				

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

2 「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当（６年４月１日現在）

支給実績(5年度決算)		21,585,091千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		367,131円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都特別区	17.2%	32人	20%
印西市、我孫子市、袖ヶ浦市	9.2%	2,465人	16%
千葉市、習志野市、成田市	9.2%	13,385人	15%
船橋市、浦安市	9.2%	5,254人	12%
市川市、松戸市、八千代市、富津市、 四街道市、佐倉市、市原市	9.2%	12,944人	10%
茂原市、柏市、鎌ヶ谷市、白井市、野田市、 東金市、流山市、大網白里市、酒々井町、 栄町	9.2%	10,307人	6%
八街市、木更津市、君津市、山武市、長柄町	9.2%	3,300人	3%
成田市(成田国際空港区域内)	9.2%	868人	16%
その他の千葉県の地域	9.2%	6,787人	—
医師、歯科医師(全域)	16%	53人	16%
平均支給割合	9.2%	—	10.9%

(注) 「国の制度(支給割合)」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合(一般行政職ベース)です。

(4) 特殊勤務手当（６年４月１日現在）

支給実績(5年度決算)	3,448,298千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	105,029円
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)	40.0%
手当の種類(手当数)	42

【知事部局】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務手当	県税事務所職員等 (管理職員除く)	県税の賦課徴収	79,392 千円	月額 14,000 円
		滞納処分、犯則取締り、軽油路上抜き取り調査等	1,137 千円	月額 450 円・550 円
消防訓練指導業務手当	消防学校職員	破壊器具を使用する訓練、高所訓練等の危険を伴う教育訓練	55 千円	月額 500 円
社会福祉事務手当	健康福祉センター職員等 (管理職員除く)	生活保護業務、訪問調査、相談等	1,992 千円	月額 470 円
	女性サポートセンター、 児童相談所職員等	心理学的判定等	868 千円	月額 370 円
防疫等作業手当	健康福祉センター、衛生 研究所職員等	感染症の病原体の検査、感染症の病原体に汚染された場所の消毒作業等	1,014 千円	月額 320 円
		結核の検診、結核患者の療養指導等	534 千円	月額 320 円
		家畜伝染病の患畜に対する検査、注射等	14 千円	月額 280 円
		口蹄疫等のまん延防止のための家畜のと殺、消毒作業等	0 千円	月額 380 円・760 円
		新型コロナウイルス感染症への対処業務等	30 千円	月額 3,000 円・4,000 円
精神保健業務手当	健康福祉センター職員	医師による精神障害者の診察の立会い、病院への護送	295 千円	月額 450 円
		在宅精神障害者の面接業務	462 千円	月額 400 円
犬取扱作業手当	健康福祉センター職員	狂犬病の予防注射、病性鑑定、犬の捕獲、薬殺等	23 千円	月額 420 円
夜間看護等手当	児童相談所、生実学校、 富浦学園の看護師、保育士等	深夜における看護等の業務	32,234 千円	1回 2,150 円～7,300 円
夜間特殊業務手当	水産情報通信センター職員	深夜における無線通信設備の運用、保守業務	1,146 千円	1回 410 円～1,100 円
公害調査等作業手当	地域振興事務所、環境研究センター職員等	ガス、粉じん等の有害物の調査、し尿処理施設の検査等	758 千円	月額 290 円
	廃棄物指導課職員等	産業廃棄物等の不法投棄等に係る監視、指導作業等	2,653 千円	月額 480 円
用地交渉手当	農業事務所、土木事務所職員等	公共事業に必要な土地の取得等のために行う交渉業務	3,949 千円	月額 1,000 円・1,500 円
災害応急作業手当	土木事務所職員等	災害発生時に河川の堤防等で行う巡回監視、応急作業等	1,182 千円	月額 710 円～2,160 円
放射線取扱作業手当	診療放射線技師等	エックス線を人体に対して照射する作業	21 千円	月額 360 円
漁撈作業手当	水産総合研究センター職員等	試験調査、漁業実習のため魚介等水産物を獲る作業	2,792 千円	1 航海の支給総額（漁獲物の販売額－経費）×35/100 以内
調査試験手当	環境研究センター、水産総合研究センター職員等	海上における調査、試験、監督、指導等	762 千円	月額 500 円
温室内農薬散布作業手当	農林総合研究センター職員等	5月から10月までの温室内における農薬散布作業	43 千円	月額 270 円
家畜取扱作業手当	畜産総合研究センター職員等	種牡牛(豚)の自然交配、精液採取等	2,894 千円	月額 300 円
		獣畜の解体処理、解体後の検査	162 千円	月額 420 円
危険物等取扱作業手当	産業支援技術研究所、衛生研究所職員等	毒物、劇物等を使用した検査、試験等	1,290 千円	月額 280 円
	産業保安課、地域振興事務所職員等	高圧ガス製造施設、火薬庫の立入検査等	219 千円	月額 280 円
	計量検定所職員等	液化石油ガスに係る特定計量器の検定、検査	0 千円	月額 280 円
	計量検定所職員	大型はかりの検定、検査のため 500 kg 以上の分銅を取り扱う作業	27 千円	月額 290 円
危険現場作業手当	下水道事務所職員等	トンネル坑内における掘削作業、監督業務等	0 千円	月額 450 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
	健康福祉センター、環境 研究センター職員等	危険ながけ、高所で行う監督、測量等	30 千円	日額 280 円・340 円
	水産総合研究センター職 員等	潜水作業等	45 千円	1時間 310 円～1,500 円
	農業事務所、土木事務所 職員等	夜間における土木工事作業、監督業務	0 千円	1 回 320 円
	畜産総合研究センター市 原乳牛研究所、嶺岡乳牛 研究所職員	傾斜地における大型特殊自動車等の 運転業務	769 千円	日額 230 円・300 円
司法警察員職務等手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	0 千円	日額 550 円
	漁業監督吏員等	海上における漁業取締業務	182 千円	日額 550 円
庁舎警備等業務手当	本庁の守衛	深夜における庁舎警備等	529 千円	1回 470 円・730 円

【警察】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
刑事作業手当	警察官	私服勤務員の犯罪予防、犯罪捜査、 被疑者逮捕	268,733 千円	日額 560 円
		捜査本部開設事件の捜査等	3,178 千円	日額 840 円
		留置施設の看守	44,172 千円	日額 310 円
		被疑者の護送	2,997 千円	日額 280 円
少年補導手当	少年補導専門員	街頭補導、少年相談等	937 千円	日額 300 円
警ら作業手当	警察官	警ら作業	105,923 千円	日額 300 円
犯罪鑑識作業手当	警察職員	指紋、手口、写真を利用する犯罪鑑 識の作業等	24,855 千円	日額 560 円・280 円
警察爆発物処理等 作業手当	警察職員	爆発物の移動、回収、解体等の作業	187 千円	日額 5,200 円
		特殊危険物質（サリン等）の処理作 業、特殊危険物質による被害の危険 がある区域内の作業、特殊危険物質 の製造過程解明実験	0 千円	日額 250 円～4,600 円
特別救助等作業手当	警察職員	ロープ等を利用して行う救難救助等	794 千円	日額 710 円
		災害発生時の災害警備、遭難救助等	161 千円	日額 840 円・1,680 円
		東日本大震災に対処するための作業	4,549 千円	日額 660 円～ 日額 40,000 円
交通捜査等作業手当	警察官	交通捜査、交通事故処理作業	116,352 千円	日額 560 円・1,120 円
	警察官、交通巡視員	交通整理、交通取締り作業	2,608 千円	日額 310 円・620 円
	警察官	高速道路上における交通取締り、交 通事故処理等の作業	10,553 千円	日額 840 円・1,680 円
	警察職員	夜間の交通捜査、交通事故処理	25,076 千円	日額 280 円～840 円
航空作業手当	警察職員	航空機の操縦等	12,602 千円	1 時間 1,900 円～ 5,100 円 1 回 4,000 円
警察用自動車等運転 手当	警察職員	白バイの運転作業	3,567 千円	日額 560 円・1,120 円
		パトカーの運転作業	94,178 千円	日額 420 円・840 円
警察夜間特殊業務手当	警察職員	深夜の犯罪捜査、警ら、交通事故処 理等の作業	301,055 千円	1回 410 円～1,100 円
死体処理作業手当	警察職員	変死者又は変死の疑いのある死体の 処理、解剖補助作業	258,165 千円	1回 1,600 円・3,200 円
緊急呼出業務手当	警察本部又は警察署職 員（管理職員除く）	突発的に発生した犯罪捜査、被疑者 逮捕等のため緊急に呼び出され、夜 間帯においてその業務に従事した場 合	1,498 千円	1 回 620 円・1,240 円
身辺警護等作業手当	警察官	天皇、皇后、皇太子、皇太子妃等の 側近警衛等	1,769 千円	日額 640 円・1,150 円
銃器犯罪捜査手当	警察官	銃器等を使用している犯罪現場での 被疑者逮捕等	0 千円	日額 820 円～1,640 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
遠隔地水上警戒作業 手当	警察官	遠隔地の離島の周辺海域における水 上警戒作業	0 千円	日 額 1,100 円
防疫等作業手当	警察職員	新型コロナウイルス感染症への対処業務 等	358 千円	日 額 3,000 円・4,000 円

【教育委員会】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教員特殊業務手当	教育職員	非常災害時等の緊急業務で週休日 等を行うもの	416 千円	日 額 7,500 円 ～ 16,000 円
		修学旅行等引率指導業務で泊を伴う もの	178,393 千円	日 額 5,100 円
		対外競技等引率指導業務で泊を伴う もの又は週休日等を行うもの	168,545 千円	日 額 5,100 円
		部活動指導業務で週休日等を行うも の	1,427,236 千円	日 額 1,800 円・3,600 円
教員兼務手当	教育職員	全日制課程勤務職員の定時制課程 授業、定時制課程勤務職員の全日 制課程授業、通信制課程勤務職員 の全日制課程授業又は定時制課程 授業、全日制課程勤務職員又は定 時制課程勤務職員の通信制課程に おける面接指導	482 千円	1 単位時間 1,300 円
多学年学級担当手当	教育職員	小学校、中学校の2以上の学年の児 童、生徒で編制されている学級にお ける授業又は指導	1,221 千円	日 額 290 円
教育業務連絡指導手 当	小学校、中学校、高等 学校等の教諭	教務その他の教育に関する業務につ いての連絡調整及び指導助言を行う 主任等の業務	237,572 千円	日 額 200 円
航海実習指導手当	水産高等学校の学校職 員	実習船に乗り組み、実習生に対して 行う航海実習指導	4,642 千円	日 額 1,700 円・1,800 円
		実習船に乗り組み、冷凍室内等にお けるマイナス55度以下の低温下での 指導	7 千円	1 時間 260 円
教育夜間手当	定時制課程本務職員の うち、定時制通信教育 手当受給者以外	定時制教育等の業務	1,355 千円	月 額 5,600 円
	定時制課程併置学校の 事務長	全日制、定時制両課程の総括業務	17 千円	日 額 230 円
夜間学級担当手当	二部授業を行う中学校 の教育職員	夜間授業	5,101 千円	月 額 19,000 円 ～ 32,000 円
危険現場作業手当	教育職員	潜水作業等	66 千円	1 時 間 310 円～ 1,500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	10,899,635千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	507千円
支給実績(4年度決算)	10,678,380千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	498千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額) 子 10,000円 子以外の扶養親族 6,500円 〔行政職給料表8級相当の職員は3,500円 行政職給料表9級以上相当の職員は不支給〕 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同じ	—	千円 4,536,402	円 230,438
住居手当	借家居住者に支給(月額) 家賃額に応じて28,000円を限度 (家賃16,000円を超える場合に限る。)	同じ	—	千円 4,367,519	円 285,907
通勤手当	通勤のために電車、バス等交通機関を利用し、または乗用車等交通用具を使用している職員に支給 電車、バスを利用する場合 定期券代等全額支給 (6か月定期券代まとめ払い制) 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～54,300円	異なる	乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて 2,000円～31,600円	千円 6,593,017	円 123,324
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(月額) 適用される給料表並びに職務の級及び区分に応じて39,700円～139,300円	異なる	区分及びその額	千円 3,304,985	円 797,727
休日勤務手当	休日等に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	千円 2,497,111	円 215,621
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	千円 1,286,398	円 153,270
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間又は休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 一般の宿日直勤務 4,400円等 勤務時間が5時間未満の場合 2,200円等	同じ	—	千円 1,454,170	円 217,723
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に、又は週休日等以外の日の深夜に勤務した場合に支給 週休日等4,000円～12,000円 週休日等以外の日2,000円～6,000円	同じ	—	千円 35,399	円 56,638
初任給調整手当	医師又は歯科医師の職に採用された職員に一定期間支給(月額) 309,200円以下	同じ	—	千円 80,691	円 2,782,448
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員に支給(月額) 給料の月額×8/100又は10/100	—	—	千円 46,920	円 291,429

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
産業教育手当	産業教育(農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程)に関する実習を行う教員に支給(月額) 16,000円～32,000円	—	—	千円 157,433	円 335,678
定時制通信教育手当	定時制又は通信制課程の教育を行う教諭等に支給(月額) 夜間定時制・通信制 26,000円～32,000円 昼間定時制 13,000円～16,000円	—	—	千円 124,558	円 293,078
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教員に支給(月額) 職員の職務の級及びその号給に応じた額(8,000円以下)	—	—	千円 1,981,076	円 56,454
単身赴任手当	異動等に伴い単身赴任することとなった職員に支給(月額) 30,000円 (職員の単身赴任先の住居から配偶者等の住居までの交通距離による加算有り)	同じ	—	千円 48,202	円 351,839
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給(月額) (給料の月額＋扶養手当)×8/100以内	同じ	—	千円 0	円 0
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地等に所在する公立の小中学校に勤務する職員に支給(月額) (給料の月額＋扶養手当)×4/100	—	—	千円 0	円 0
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため他の地方公共団体等から派遣された職員が、千葉県区域内に滞在する場合に支給(日額) 公用の施設又はこれに準ずる施設 3,970円 その他の施設 滞在した期間に応じて5,140円～6,620円	—	—	千円 0	円 0
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施のため他の地方公共団体等から派遣された職員が、千葉県区域内に滞在する場合に支給(日額) 公用の施設又はこれに準ずる施設 3,970円 その他の施設 滞在した期間に応じて5,140円～6,620円	—	—	千円 0	円 0
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当	新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため他の地方公共団体等から派遣された職員が、千葉県区域内に滞在する場合に支給(日額) 公用の施設又はこれに準ずる施設 3,970円 その他の施設 滞在した期間に応じて5,140円～6,620円	—	—	千円 0	円 0

5 特別職の給与の状況（6年4月1日現在）

特別職の給与は、千葉県特別職報酬等審議会の答申を受けて、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」及び「千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例」で定められており、現在の額は平成5年10月に改正されたものです。

区 分			給 料 月 額 等
給 料	知 事	事 務	1,390,000円
	副 知 事	事 務	1,110,000円
報 酬	議 長	長 官	1,110,000円
	副 議 長	長 官	970,000円
	議 員	長 官	880,000円
期 末 手 当	知 事	事 務	(5年度支給割合) 4.4月分(6月期2.150月分 12月期2.250月分)
	副 知 事	事 務	(5年度支給割合) 4.4月分(6月期2.150月分 12月期2.250月分)
退 職 手 当	知 事	事 務	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 139万円×在職月数×0.6 4,003万円 任期毎
	副 知 事	事 務	111万円×在職月数×0.45 2,398万円 任期毎

(注) 1 期末手当には、一般職と同様の加算措置があります。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 知事、副知事には、このほか地域手当(9.2%)及び通勤手当が支給されます。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門			区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 5 年	令 和 6 年				
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	61	61	0			
		総 務	1,175	1,217	42	イベント関連業務の増等		
		税 務	560	566	6	体制整備		
		民 生	1,168	1,206	38	児童相談所の体制強化		
		衛 生	1,449	1,371	▲78	新型コロナウイルス感染症対応業務の減		
		労 働	134	139	5	体制整備		
		農 林 水 産	1,560	1,589	29	体制整備		
		商 工	237	237	0			
		土 木	1,336	1,346	10	盛土規制法成立に伴う体制強化		
		計	7,680	7,732	52			
	教育部門		34,931	35,180	249	小中学校の学級数増等による教諭等の増		
	警察部門		12,259	12,270	11	警察官及び警察行政職員の欠員補充		
	小 計		54,870	55,182	312			
会 計 部 門	公 営 企 業	病 院	2,293	2,334	41	体制整備		
		水 道	929	932	3	体制整備		
		下 水 道	108	109	1	体制整備		
		そ の 他	346	347	1	体制整備		
		小 計	3,676	3,722	46			
合 計			58,546 [61,956]	58,904 [61,692]	358 [▲264]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 282 (0.5%)	人 3,494 (5.9%)	人 6,995 (11.9%)	人 7,202 (12.2%)	人 7,404 (12.6%)	人 6,425 (10.9%)	人 5,654 (9.6%)	人 4,670 (7.9%)	人 4,248 (7.2%)	人 4,353 (7.4%)	人 4,757 (8.1%)	人 3,420 (5.8%)	人 58,904 (100%)

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部 門 別	年 度 令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間 の増減数（率）
一般行政	7,223	7,317	7,548	7,670	7,680	7,732	509 (7.0%)
教 育	34,875	34,870	35,026	34,982	34,931	35,180	305 (0.9%)
警 察	12,649	12,518	12,349	12,264	12,259	12,270	▲379 (▲3.0%)
普通会計計	54,747	54,705	54,923	54,916	54,870	55,182	435 (0.8%)
公営企業等会計計	3,502	3,598	3,662	3,660	3,676	3,722	220 (6.3%)
総合計	58,249	58,303	58,585	58,576	58,546	58,904	655 (1.1%)

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に 占める職員給与費比率
5年度	千円	千円	千円	%	%
水道事業	73,819,342	5,827,534	6,073,302	8.2	7.9
工業用水道事業	12,426,012	1,118,876	996,493	8.0	7.1
造成土地管理事業	7,584,893	8,221,811	1,104,911	14.6	11.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 1,813,615 千円を含みません。

区 分	職員 数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府 県平均1人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
水道事業	959	3,304,103	1,317,534	1,438,638	6,060,276	6,319	6,923
工業用水道事業	123	464,103	161,934	210,365	836,401	6,800	6,341
造成土地管理事業	121	446,814	133,057	199,517	779,388	6,441	6,604

(注) 1 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当(退職手当を除く)をいいます。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含みますが、会計年度任用職員は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
千葉県企業局			
水道事業	38.4歳	327,184円	531,952円
工業用水道事業	42.0歳	351,529円	566,667円
造成土地管理事業	42.4歳	345,383円	536,769円
団体平均			
水道事業	44.6歳	359,974円	575,747円
工業用水道事業	44.8歳	342,602円	528,333円
造成土地管理事業	46.7歳	355,410円	549,881円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含めて算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

千葉県企業局			千葉県（知事部局等）		
1人当たり平均支給額（5年度）			1人当たり平均支給額（5年度）		
水道事業	1,500千円		1,691千円		
工業用水道事業	1,710千円				
造成土地管理事業	1,649千円				
（5年度支給割合）			（5年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.45月分	2.05月分		2.45月分	2.05月分	
（1.375）月分	（0.975）月分		（1.375）月分	（0.975）月分	
（内訳）			（内訳）		
6月期	1.20月分	1.00月分	6月期	1.20月分	1.00月分
	（0.675）月分	（0.475）月分		（0.675）月分	（0.475）月分
12月期	1.25月分	1.05月分	12月期	1.25月分	1.05月分
	（0.70）月分	（0.50）月分		（0.70）月分	（0.50）月分
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 15・25%			・管理職加算 15・25%		

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（6年4月1日現在）

千葉県企業局			千葉県（知事部局等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2%～30%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2%～30%）		
一人当たり平均支給額			一人当たり平均支給額		
水道事業	923万2千円		自己都合	116万4千円	
工業用水道事業	1,247万1千円		勸奨	2,202万8千円	
造成土地管理事業	783万7千円		定年	2,256万4千円	

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		水道事業	318,294千円
		工業用水道事業	45,902千円
		造成土地管理事業	43,624千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		水道事業	331,211円
		工業用水道事業	373,187円
		造成土地管理事業	354,665円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の 制度（支給割合）
千葉市、市川市、船橋市、松戸市、 成田市、佐倉市、市原市、君津市、 袖ヶ浦市、印西市	9.2%	水道事業 942人 工業用水道事業 125人 造成土地管理事業 122人	9.2%

エ 特殊勤務手当(6年4月1日現在)

支給総額(5年度決算)		水道事業	27,961千円	
		工業用水道事業	1,412千円	
		造成土地管理事業	0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		水道事業	53,463円	
		工業用水道事業	32,834円	
		造成土地管理事業	0千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		水道事業	54.5%	
		工業用水道事業	35.0%	
		造成土地管理事業	0%	
手当の種類(手当数)		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
作業手当	水道事務所職員	交通遮断しないで行う道路上での仕切 弁作業等(夜間を除く)	2,579千円	日額290円
		夜間に行う地下の仕切弁室等におけ る機器の操作等	267千円	1回につき320円
危険現場作業手当	施設整備センター職員	危険な高所で行う監督等	8千円	日額280円～340円
		トンネル坑内における工事監督等	25千円	日額450円
浄水等作業手当	水道事業の浄給水場 職員	水道事業の浄給水場における施設の 運転・維持管理業務	21,525千円	日額250円 (正規の夜間勤務670円～1,800 円、活性炭注入作業日額250円、 活性炭溶解作業日額280円、汚 泥処理作業日額250円を加算)
配水作業手当	工業用水道事業の浄 水場職員等	工業用水道事業の浄水場等の施設に おける運転管理業務	1,161千円	日額250円
劇物等取扱作業手 当	浄給水場及び水質セン ター職員	毒物、劇物を使用した検査等	2,650千円	日額280円
用地交渉作業手当	本局(財務課)職員	事業に必要な土地の取得等のために 行う交渉業務	34千円	日額1,000円～1,500円
徴収等手当	水道事務所職員	異常水量等の調査認定・料金の未納 整理・給水停止等	158千円	日額350円
災害応急作業手当	水道事務所職員等	重大災害発生現場における応急作業 等	966千円	日額710円～2,160円

オ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	水道事業 553,473千円 工業用水道事業 49,723千円 造成土地管理事業 32,001千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	水道事業 ,638千円 工業用水道事業 ,518千円 造成土地管理事業 ,311千円
支給実績(4年度決算)	水道事業 506,238千円 工業用水道事業 45,676千円 造成土地管理事業 20,413千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	水道事業 ,589千円 工業用水道事業 ,461千円 造成土地管理事業 ,202千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額) 子 10,000円 子以外の扶養親族 6,500円 (行政職給料表8級相当の職員は 3,500円 行政職給料表9级以上相当の職員は 不支給) 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同じ	-	水道事業 63,430千円 工業用水道事業 8,334千円 造成土地管理事業 9,155千円	水道事業 207,287円 工業用水道事業 213,699円 造成土地管理事業 234,736円
住居手当	借家居住者に支給(月額) 家賃額に応じて28,000円を限度 (家賃16,000円を超える場合に限る。)	同じ	-	水道事業 94,046千円 工業用水道事業 9,569千円 造成土地管理事業 8,897千円	水道事業 285,854円 工業用水道事業 273,406円 造成土地管理事業 286,990円
通勤手当	通勤のために電車、バス等交通機関を利用し、または乗用車等交通用具を使用している職員に支給 電車、バスを利用する場合 定期券代等全額支給 (6か月定期券代まとめ払い制) 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～54,300円	同じ	-	水道事業 160,955千円 工業用水道事業 22,815千円 造成土地管理事業 21,088千円	水道事業 171,594円 工業用水道事業 187,011円 造成土地管理事業 177,211円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(月額) 職務の級及び区分に応じて66,500円～130,300円	同じ	-	水道事業 81,211千円 工業用水道事業 24,002千円 造成土地管理事業 18,208千円	水道事業 873,232円 工業用水道事業 888,981円 造成土地管理事業 910,384円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
休日勤務手当	休日等に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	-	—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	-	水道事業 17,219千円 工業用水道事業 0千円 造成土地管理事業 0千円	水道事業 156,541円 工業用水道事業 0円 造成土地管理事業 0円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に、又は週休日等以外の日の深夜に勤務した場合に支給 週休日等8,000円～12,000円 週休日等以外の日4,000円～6,000円	同じ	-	水道事業 945千円 工業用水道事業 176千円 造成土地管理事業 85千円	水道事業 23,614円 工業用水道事業 19,532円 造成土地管理事業 14,111円
単身赴任手当	異動等に伴い単身赴任することとなった職員に支給(月額) 30,000円 (職員の単身赴任先の住居から配偶者等の住居までの交通距離による加算有り)	同じ	-	水道事業 0千円 工業用水道事業 0千円 造成土地管理事業 0千円	水道事業 0円 工業用水道事業 0円 造成土地管理事業 0円

(注) 休日勤務手当の支給実績については「オ 時間外勤務手当」に含まれています。

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
5年度	千円 56,570,069	千円 ▲3,638,329	千円 27,156,770	% 45.6	% 48.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費72,832千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 2,280	千円 9,190,103	千円 4,738,584	千円 4,101,671	千円 18,030,358	千円 7,908	千円 7,713

(注) 1 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当(退職手当を除く)をいいます。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含みますが、会計年度任用職員は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(6年4月1日現在)

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
千葉県病院局	医師・歯科医師	49.0歳	653,488円	1,572,963円
	看護師・准看護師等	39.0歳	364,510円	553,513円
	事務職員等	39.6歳	335,235円	563,758円
団体平均	医師	41.0歳	574,559円	1,449,897円
	看護師	40.1歳	312,661円	518,809円
	事務職	45.4歳	328,324円	528,274円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

千葉県病院局			千葉県(知事部局等)		
1人当たり平均支給額(5年度)			1人当たり平均支給額(5年度)		
1,789千円			1,691千円		
(5年度支給割合)			(5年度支給割合)		
期末手当		勤勉手当	期末手当		勤勉手当
2.45月分		2.05月分	2.45月分		2.05月分
(1.375)月分		(0.975)月分	(1.375)月分		(0.975)月分
(内訳)			(内訳)		
6月期	1.20月分	1.00月分	6月期	1.20月分	1.00月分
	(0.675)月分	(0.475)月分		(0.675)月分	(0.475)月分
12月期	1.25月分	1.05月分	12月期	1.25月分	1.05月分
	(0.70)月分	(0.50)月分		(0.70)月分	(0.50)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 15・25%			・管理職加算 15・25%		

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(6年4月1日現在)

千葉県病院局			千葉県(知事部局等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～30%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～30%)		
一人当たり平均支給額			一人当たり平均支給額		
自己都合	189万9千円		自己都合	116万4千円	
勸奨	1,833万9千円		勸奨	2,202万8千円	
定年	2,434万2千円		定年	2,256万4千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当(6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		982,915千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		429,408円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
医師及び歯科医師(全域)	16%	234人	9.2%
県内市町村	9.2%	2,100人	

エ 特殊勤務手当(6年4月1日現在)

支給総額(5年度決算)		489,026千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		297,280円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		72.1%		
手当の種類(手当数)		13		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師又は歯科医師である職員であって、管理職手当を受けるべき職にあるもの	患者の診療又は手術等	79,545千円	月額200,000円～360,000円
防疫等作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の病原体の検査、感染症の病原体に汚染された場所の消毒作業等	0千円	日額320円
		結核の検診、結核患者の療養指導等		
		新型コロナウイルス感染症への対処業務等	4,174千円	日額3,000円・4,000円
精神保健業務手当	右記業務に従事した職員	医師による精神障害者の診察の立会い	0千円	日額450円
		在宅精神障害者の面接業務	0千円	日額400円
臨床研修指導管理手当	医師である職員であって局長が定めるもの	研修医に対する指導又は臨床研修の実施の管理等の業務	2,167千円	月額10,000円
救急搬送調整手当	総合救急災害医療センターに勤務する医師である職員であって局長が定めるもの	患者を緊急に搬送するのに必要な調整	0千円	1回5,000円・10,000円
分べん手当	こども病院に勤務する医師である職員であって局長が定めるもの	分べんに関わる業務	0千円	1回10,000円
特殊看護手当	看護師、准看護師、助産師であって、右記業務に従事した職員	外来及び病棟の運営管理等の業務	12,259千円	月額10,000円
		専門性に関する資格を有するもののその資格に係る業務		月額3,000円・5,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
夜間看護等手当	看護師、准看護師、助産師	深夜における看護等の業務	369,689千円	1回2,150円～7,300円
	右記業務に従事した職員	待機を依頼された職員が、呼出しを受け、1時間以上行った手術等の業務		1回1,620円
夜間特殊業務手当	医師	深夜における診療等の業務	11,962千円	1回2,600円～5,000円
	臨床検査技師、診療放射線技師及び薬剤師等	深夜における検査等の業務		1回410円～1,100円
災害応急作業手当	右記業務に従事した職員	重大災害が発生した区域等での診療、看護、検査、運搬その他局長が定める業務	10千円	日額1,080円
放射線取扱作業手当	診療放射線技師等	放射線管理区域内で行う業務(1月100マイクローベルト以上放射線を被ばくした場合に限る。)	9,088千円	日額360円
危険物等取扱作業手当	右記業務に従事した職員	毒物、劇物等を使用した検査、試験等	105千円	日額280円
危険現場作業手当	総合救急災害医療センターに勤務する職員	航空機に搭乗した救急業務	27千円	1時間1,900円
	総合救急災害医療センター又はこども病院に勤務する職員	高圧酸素治療室内における高圧化での業務		1時間210円～1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	1,610,472 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	716 千円
支給実績(4年度決算)	1,637,055 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	731 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額) 子 10,000円 子以外の扶養親族 6,500円 行政職給料表8級相当の職員は 3,500円 行政職給料表9級以上相当の職員は 不支給 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同じ	—	182,766千円	240,482円
住居手当	借家居住者に支給(月額) 家賃額に応じて28,000円を限度 (家賃16,000円を超える場合に限る。)	同じ	—	173,224千円	288,226円
通勤手当	通勤のため電車、バス等交通機関を利用し、または乗用車等交通用具を使用している職員に支給 電車・バスを利用する場合 定期券代等全額支給 (6か月定期券代まとめ払い制) 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～54,300円	同じ	—	281,950千円	139,787円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(月額) 適用される給料表並びに職務の級及び区分に応じて53,700円～137,700円	同じ	—	89,669千円	1,195,591円
休日勤務手当	休日等に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	205,160千円	139,375円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間又は休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 医師 10,500円～46,500円 副看護局長、上席看護師長、看護師長 3,700円～11,100円 薬剤師、診療放射線技師又は臨床検査技師 3,050円～13,650円 その他の職員 3,050円～9,150円	同じ	—	15,901千円	237,331円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に、又は週休日等以外の日の深夜に勤務した場合に支給 ・週休日又は休日等勤務した場合 管理職手当の支給区分に応じ1回につき6,000円～12,000円 ・週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 管理職手当の支給区分に応じ1回につき3,000円～6,000円	同じ	—	1,413千円	74,368円
初任給調整手当	医師又は歯科医師の職に採用された職員に一定期間支給(月額) 309,200円以下	異なる	人口が少ない市に所在し、採用による欠員の補充が相当困難であるものとして局長が定める病院に勤務する医師、又は歯科医師へは、月額369,500円を限度として支給する。	709,233千円	2,955,137円
単身赴任手当	異動等に伴い単身赴任することとなった職員に支給(月額) 30,000円 (職員の単身赴任先の住居から配偶者等の住居までの交通距離による加算有り)	同じ	—	0千円	0円

(注) 休日勤務手当の支給実績については「オ 時間外勤務手当」に含まれています。